

(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外1別冊2)

燧灘における区画漁業（特定区画漁業を含む。）の免許の内容たるべき事項等

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧区第1号	第2種漁業	くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	新居浜市大島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とA B間の陸岸とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島漁港西防波堤南側付根から防波堤沿い東へ97メートルの標識 B 新居浜市大島漁港第1号防波堤南側付根 点 ア Aから170度45分84メートルの点 イ Aから214度57.5メートルの点 ウ Bから237度30分77メートルの点 エ Bから173度30分19メートルの点	新居浜市大島地区	なし
燧区第2号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字大見地先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字大見港防波堤突端 B 越智郡大三島町大字大見道明鼻 点 ア Aから越智郡大三島町大字口総小横島南端見通し500メートルの点 イ Aから越智郡大三島町大字口総小横島南端見通し1,600メートルの点 ウ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し1,300メートルの点 エ Bから広島県豊田郡東野町御高山山頂見通し300メートルの点	越智郡大三島町	別記2及び4のとおり
燧区第3号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総大浜地先	アイ、イウ、ウエ及びアエの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総518番地地先護岸階段上がり口左の標識 B 越智郡大三島町大字口総949番地地先護岸の標識 点 ア Aから越智郡大三島町大字肥海鏡鼻見通し70メートルの点 イ Aから越智郡大三島町大字肥海鏡鼻見通し270メートルの点 ウ Bから越智郡大三島町大字肥海鏡鼻見通し330メートルの点 エ Bから越智郡大三島町大字肥海鏡鼻見通し130メートルの点	越智郡大三島町	別記2及び4のとおり
燧区第4号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡吉海町津倉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町津倉小敷磯中央 B 越智郡吉海町津倉綿巻磯 点 ア Aから越智郡吉海町泊川尻中央見通し100メートルの点 イ Aから越智郡吉海町泊川尻中央見通し270メートルの点 ウ Bから90度285メートルの点 エ Bから45度130メートルの点	越智郡吉海町及び今治市馬島	別記2及び4のとおり
燧区第5号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡吉海町津倉地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町津倉部落堤防突端標識 B 越智郡吉海町大字本庄シイガ鼻 点 ア Aから0度40メートルの点 イ Aから0度120メートルの点 ウ Bから30度90メートルの点 エ Bから30度20メートルの点	越智郡吉海町及び今治市馬島	別記2及び4のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第1号	第1種 漁業	あかがい養殖業	4月1日から 11月30日まで	川之江市川之 江町余木地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 川之江市川之江町二名漁港西防波堤突端中央 B 川之江市川之江町余木崎神社下護岸角の標識 点 ア Aから香川県円上島島頂見通し185メートルの点 イ Aから香川県円上島島頂見通し750メートルの点 ウ Bから香川県円上島島頂見通し720メートルの点 エ Bから香川県股島島頂見通し180メートルの点	川之江市	別記1及 び2のと おり
燧特区 第2号	第1種 漁業	のり養殖業	9月1日から 翌4月30日まで	伊予三島市中 之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、及び ケアの9直線によって囲まれた区域 基点 A 伊予三島市井関川河口左岸突端付根 B 伊予三島市大谷川河口右岸端 C 伊予三島市具定町と同市寒川町との最大高潮時 海岸線における境界の標識 D 伊予三島市中之庄町埋立護岸西北角 E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識 F 伊予三島市金子1丁目埋立護岸北東角 点 ア Aから310度709メートルの点 イ Aから310度984メートルの点 ウ Fから319度30分322メートルの点 エ Aから310度1550メートルの点 オ Cから香川県円上島中央見通し1,600メートル の点 カ Cから香川県円上島中央見通し404メートルの 点 キ Bから325度20分357メートルの点 ク Bから325度20分428メートルの点 ケ Eから286度30分38メートルの点	伊予三島市 中央、金 子、朝日 、同市村 松町、同 市中之庄 町及び同 市具定町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第3号	第1種 漁業	あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊予三島市寒 川町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 伊予三島市寒川町と同市具定町との最大高潮時 海岸線における境界の標識 B 伊予三島市寒川町石戸八幡宮下護岸標識 点 ア Aから香川県円上島中央見通し404メートルの 点 イ Aから香川県円上島中央見通し1,400メートル の点 ウ Bから香川県股島中央見通し1,287メートルの 点 エ Bから香川県股島中央見通し436メートルの点	伊予三島市 寒川町	別記2の とおり
燧特区 第4号	第1種 漁業	あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	伊予三島市寒 川町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ 及びゴアの10直線によって囲まれた区域。ただし、伊予三島 市樋之尾谷川河口から半径500メートル以内の区域を除く。 基点 A 伊予三島市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西 へ52メートルの標識 B 伊予三島市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西 へ360メートル77センチメートルの標識 C 伊予三島市寒川町字大門3852番地の1標柱 D 伊予三島市寒川町西谷川尻左岸 E 伊予三島市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時 海岸線における境界 点 ア Aから香川県円上島東端見通し50メートルの点 イ Aから香川県円上島東端見通し520メートルの 点 ウ Bから広島県宇治島東端見通し444メートルの 点 エ Bから広島県宇治島東端見通し1,044メートル の点	伊予三島市 寒川町	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ Dから広島県宇治島東端見通し1,500メートルの点 カ Dから広島県宇治島東端見通し700メートルの点 キ Eから香川県円上島東端見通し700メートルの点 ク Aから香川県円上島東端見通し300メートルの点 ケ Cから1度310メートルの点 コ Cから1度410メートルの点		
燧特区第5号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	伊予三島市豊岡町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク、クケの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 伊予三島市豊岡町と同市寒川町との最大高潮時海岸線における境界の標識 B 伊予三島市豊岡町豊岡漁港東防波堤付根 C 伊予三島市豊岡町豊岡漁港西防波堤付根 D 伊予三島市豊岡町大地川河口右岸角 点 ア Dから岡山県大飛鳥西端見通し600メートルの点 イ Aから香川県円上島東端見通し600メートルの点 ウ Aから香川県円上島東端見通し1,500メートルの点 エ Dから岡山県大飛鳥西端見通し1,360メートルの点 オ Cから0度600メートルの点 カ Bから0度600メートルの点 キ Bから0度1,400メートルの点 ク Cから0度1,400メートルの点	伊予三島市豊岡町	別記1及び2のとおり
燧特区第6号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	宇摩郡土居町地先	Dア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオKの6直線とDK間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、EFを結んだ直線以南の区域、BCを結んだ直線以南の区域並びにBから香川県円上島頂見通し線とCから同島頂見通し線との間の区域（長津漁港）、Gから香川県大股島頂見通し線とHから同島頂見通し線との間の区域（蕪崎漁港）、Iから香川県小股島頂見通し線とJから香川県円上島頂見通し線との間の区域（天満漁港）並びに燧特区第8号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 伊予三島市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界 B 宇摩郡土居町長津漁港北の東防波堤突端西側角 C 宇摩郡土居町長津漁港北の西防波堤突端東側角 D 宇摩郡土居町長津干拓地東側角の標識 E 宇摩郡土居町関川河口右岸角の標識 F 宇摩郡土居町関川河口左岸角の標識 G 宇摩郡土居町蕪崎漁港A防波堤（東防波堤）基部から東へ護岸沿い200メートルの標識 H 宇摩郡土居町蕪崎漁港B防波堤（西防波堤）基部 I 宇摩郡土居町天満漁港A防波堤突端 J 宇摩郡土居町天満漁港護岸西側付根の標識 K 宇摩郡土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界から海岸線沿い東へ250メートルの標識 点 ア Aから岡山県大飛鳥西端見通し300メートルの点 イ Aから岡山県大飛鳥西端見通し1,200メートルの点	宇摩郡土居町	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Dから越智郡魚島村江ノ島南端見通し1,500メートルの点 エ Iから香川県円上島島頂見通し600メートルの点 オ Kから香川県円上島島頂見通し600メートルの点		
燧特区第7号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇摩郡土居町大字蕪崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇摩郡土居町大字蕪崎土居町衛生センター敷地西角 点 ア Aから7度625メートルの点 イ Aから7度900メートルの点 ウ Aから348度30分975メートルの点 エ Aから341度700メートルの点	宇摩郡土居町大字蕪崎地区	別記2のとおり
燧特区第8号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇摩郡土居町大字天満地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇摩郡土居町大字天満仏崎 点 ア Aから90度1,250メートルの点 イ Aから77度30分1,350メートルの点 ウ Aから71度30分1,050メートルの点 エ Aから87度30分975メートルの点	宇摩郡土居町大字天満	別記2のとおり
燧特区第9号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	新居浜市大島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島虎崎 B 新居浜市大島松ノ鼻 C 新居浜市大島池ノ鼻 D 新居浜市大島漁港東側防波堤突端 点 ア Aから越智郡魚島村魚島島頂見通し200メートルの点 イ Bから越智郡魚島村魚島島頂見通し200メートルの点 ウ Cから69度1,400メートルの点 エ Dから87度1,700メートルの点	新居浜市大島地区	別記1及び2のとおり
燧特区第10号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	5月1日から9月30日まで	新居浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島漁港東防波堤突端中央 B 新居浜市大島漁港西防波堤曲がり角の標識 点 ア Aから201度120メートルの点 イ Aから168度15分390メートルの点 ウ Bから155度40分410メートルの点 エ Bから155度40分100メートルの点	新居浜市大島地区	別記1及び2のとおり
燧特区第11号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	新居浜市大島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とAE間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、燧特区第12号及び燧特区第13号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 新居浜市大島漁港第1号防波堤付根 B 新居浜市大島宮ノ鼻 C 新居浜市大島城ノ鼻防波堤西側付根 D 新居浜市大島御園鼻 E 新居浜市大島市部標識 点 ア Bから新居浜市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界見通し115メートルの点 イ Cから新居浜市多喜浜阿島沿岸堤防と道路との交点見通し300メートルの点 ウ Dから新居浜市黒島竜宮鼻見通し350メートルの点 エ Eから新居浜市黒島白石鼻見通し200メートルの点	新居浜市大島地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第12号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	新居浜市大島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島火葬場西角 B 新居浜市大島城ノ鼻防波堤西側付根 点 ア Bから新居浜市黒島港入口灯台見通し130メートルの点	新居浜市大島地区	別記2のとおり
燧特区第13号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	新居浜市大島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 新居浜市大島火葬場西角 点 ア Aから117度250メートルの点 イ Aから182度365メートルの点 ウ Aから223度425メートルの点 エ Aから235度330メートルの点	新居浜市大島地区	別記2のとおり
燧特区第14号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	新居浜市多喜浜荷内地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市と宇摩郡土居町との最大高潮時海岸線における境界 B 新居浜市多喜浜荷内川尻西谷橋西北端から海岸線沿い西へ187メートルの標識 C 新居浜市阿島海岸堤防と道路との交点の標識（堤防切れ目中央） 点 ア Aから越智郡魚島村江ノ島中央見通し700メートルの点 イ Bから新居浜市大島漁港内船溜防波堤付根貯油タンク見通し840メートルの点 ウ Bから新居浜市大島漁港内船溜防波堤付根貯油タンク見通し200メートルの点 エ Cから新居浜市大島宮ノ鼻見通し200メートルの点	新居浜市大島地区	別記1及び2のとおり
燧特区第15号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	新居浜市多喜浜阿島地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市多喜浜阿島川尻右岸端から海岸沿い東へ200メートルの標識 B 新居浜市多喜浜阿島海岸堤防と道路との交点の標識（堤防切れ目中央） 点 ア Aから新居浜市大島御園鼻見通し100メートルの点 イ Bから新居浜市大島宮ノ鼻見通し100メートルの点	新居浜市大島地区及び同市多喜浜地区	別記1及び2のとおり
燧特区第16号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市玉津地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサエの8直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 西条市船屋住友金属鉦山埋立地護岸東端から護岸沿い西へ50メートルの標識 B 西条市西ひうち（2号地）専用護岸東端の海上保安庁水路部測点から護岸沿い西へ358メートルの標識 点 ア Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し860メートルの点 イ Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し2,960メートルの点 ウ Bから越智郡宮窪町美濃島西端見通し3,020メートルの点 エ Bから越智郡宮窪町美濃島西端見通し620メートルの点 オ エから73度15分805メートルの点 カ オから307度45分310メートルの点 キ ウから78度20分380メートルの点 ク ウから78度20分180メートルの点	西条市玉津地区	別記1、2及び3のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ケ シから351度280メートルの点 コ ケから208度30分260メートルの点 サ コから253度30分228メートルの点 シ エから73度15分385メートルの点		
燧特区 第17号	第1種 区漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市加茂川 地先	アイ、イウ、ウエ、及びエアの4直線によって囲まれた区 域 基点 A 西条市古川加茂川右岸標識1号 B 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 点 ア AからB見通し15メートルの点 イ AからB見通し260メートルの点 ウ Aから306度40分445メートルの点 エ Aから347度10分400メートルの点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第18号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市干拓地 先	ウエ、エオ、オカ、及びカウの4直線によって囲まれた区 域 基点 A 西条市第二期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから西条市第二期西条干拓西側護岸の延長線 上340メートルの点 イ Aから西条市第二期西条干拓西側護岸の延長線 上1,260メートルの点 ウ アからAアの直線に直角に西へ125メートルの 点 エ アからAアの直線に直角に東へ60メートルの点 オ イからAイの直線に直角に東へ60メートルの点 カ イからAイの直線に直角に西へ125メートルの 点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第19号	第1種 区漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	西条市干拓地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によつて 囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西 へ650メートルの標識 B 西条市西条港西防波堤西側付根から護岸沿い西 へ1,100メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度に、200メートルの点 ウ イから3度1,250メートルの点 エ オから16度40分1,400メートルの点 オ Bから336度2,250メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	西条市神 拝地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第20号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	西条市市塚地 先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれ た区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上 保安部水路部測点から護岸沿い西へ358メートル の標識 B 西条市西ひうち(2号地)専用護岸西端から護 岸沿い東へ10メートルの標識 点 ア Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し714メー トルの点 イ Aから越智郡宮窪町美濃島西端見通し3,020メ ートルの点 ウ Bから越智郡宮窪町美濃島西端見通し3,280メ ートルの点 エ Bから越智郡宮窪町美濃島西端見通し780メー トルの点 オ Aから253度30分1,330メートルの点	西条市西 条地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第21号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	西条市干拓地 先	Aオ、エオ、ウエ、アウ及びアBの5直線とA B間の護岸 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤から護岸沿い西へ400メ ートルの標識	西条市西 条地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点 イ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点 ウ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上340メートルの点から同延長線に直角に東60メートルの点 エ Bから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上1,260メートルの点から同延長線に直角に東予60メートルの点 オ Aから340度900メートルの点		
燧特区第22号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市干拓地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西防波堤西側付根 B Aから護岸沿い西へ650メートルの標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,100メートルの点 ウ Aから今治市比岐島東端見通し3,300メートルの点 エ オから3度1,250メートルの点 オ Bから336度2,200メートルの点 カ Bから336度1,200メートルの点	西条市西条地区	別記1及び2のとおり
燧特区第23号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	西条市禎瑞地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オB、Eカ、カキ、キF、GH、IJ、Kク、クケ及びケMの14直線とBE間、FG間、HI間、JK間及びMA間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 B Cから護岸沿い北へ700メートルの標識 C 西条市と東予市との最大高潮時海岸線における境界 D Cから護岸沿い南東へ150メートルの標識 E 東予市今在家護岸角 F 西条市氷見蛭子塩釜堤防護岸の根から護岸沿い北へ300メートルの標識 G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号 H 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号 I 西条市禎瑞長破根突端 J 西条市禎瑞難波新樋門東側の根 K 西条市禎瑞加茂川左岸標識2号 L 西条市古川加茂川右岸標識1号 M Lから347度10分400メートルの標識 点 ア Aから西条市第2期西条干拓護岸の延長線上340メートルの点 イ アからAアに直角に西へ125メートルの点 ウ AからAアの延長線上1,260メートルの点から同延長線上に直角に西125メートルの点 エ Dから越智郡宮窪町梶島中央見通し900メートルの点 オ Dから越智郡宮窪町梶島中央見通し800メートルの点 カ Eから135度30メートルの点 キ Eから90度80メートルの点 ク LからK見通し260メートルの点 ケ Lから306度40分445メートルの点	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり
燧特区第24号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	西条市禎瑞地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 西条市西条港西堤防西側付根から護岸沿い西へ1,100メートルの標識	西条市禎瑞地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 西条市と東予市との最大高潮時海岸線における境界から護岸沿い南東へ150メートルの標識 C 西条市第2期西条干拓西側護岸角の標識 点 ア Aから336度1,200メートルの点 イ Aから336度2,250メートルの点 ウ イから16度40分1,400メートルの点 エ Aから今治市小平市島西端見通し3,600メートルの点 オ Bから越智郡宮窪町梶島中央見通し2,200メートルの点 カ Bから越智郡宮窪町梶島中央見通し1,200メートルの点 キ Cから西条市第2期西条干拓西側護岸延長線上北へ1,500メートルの点		
燧特区第25号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	東予市吉井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びオカの6直線とAオ及びカD間の最大高潮時海岸線から11メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東予市北条一ツ橋下流端右岸角標識 B 東予市今在家広江川橋下流端左岸標識 C Eから護岸沿い南355メートルの標識 D Eから護岸沿い南100メートルの標識 E 東予市東予港中央岸壁南側右岸付根標識 点 ア Aから65度30分41メートルの点 イ Cから219度138メートルの点 ウ Cから239度30メートルの点 エ Dから264度30メートルの点 オ Bから広江川左岸護岸沿い南西へ140メートルの標識 カ オから129度60メートルの護岸標識	東予市吉井地区	別記1及び2のとおりに
燧特区第26号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	東予市多賀地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大高潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東予市北条一ツ橋下流端左岸角の標識 B Aから護岸沿い北へ20メートルの標識 C Aから護岸沿い北へ220メートルの標識 点 ア Bから134度45メートルの点 イ Cから134度45メートルの点	東予市多賀地区	別記1及び2のとおりに
燧特区第27号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	東予市北条地先	AB及びアイの2直線とAア及びBイ間の最大高潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東予市崩口川川尻右岸角の標識 B 東予市崩口川川尻左岸角の標識 点 ア Aから護岸沿い南へ150メートルの点 イ Bから護岸沿い南へ200メートルの点	東予市多賀地区	別記1及び2のとおりに
燧特区第28号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	東予市三津屋地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 東予市崩口川川尻左岸角の標識 B Aから護岸沿い西へ100メートルの標識 点 ア Aから49度30メートルの点 イ Bから18度30メートルの点	東予市多賀地区	別記1及び2のとおりに
燧特区第29号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌5月31日まで	東予市壬生川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Bから東予市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間を除く。 基点 A 東予市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側の付根から護岸沿い北西へ30メートルの標識 B 東予市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端西角 C 東予市壬生川港西防波堤（3号突堤）南西端西角	東予市壬生川地区	別記1及び2のとおりに

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D 東予市壬生川紡績工場埋立地護岸北西角から護岸沿い南東へ25メートルの標識 点 ア AからC見通し250メートルの点 イ AからC見通し800メートルの点 ウ Dから52度700メートルの点 エ Dから52度160メートルの点		
燧特区 第30号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市大新田 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから東予市河原津漁港北防波堤南東端東角見通し線より南西側60メートルの間を除く。 基点 A 東予市壬生川紡績工場埋立地護岸北西角から護岸沿い南西へ270メートルの標識 B 東予市壬生川高須桧垣造船所角の防波堤北東端東角 C 東予市壬生川港西防波堤（2号突堤）南西端西角 点 ア AからB見通し10メートルの点 イ アから52度960メートルの点 ウ エから52度1,010メートルの点 エ BからA見通し5メートルの点	東予市壬 生川地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第31号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市壬生川 地先	アウ、ウエ、エカ及びバアの4直線によって囲まれた区域。ただし、東予市新川河口左岸波止突堤東角から魚島東端見通し線の北西側190メートルの間及びびイとオを結んだ直線の北東側160メートルの間を除く。 基点 A 東予市壬生川港西防波堤（1号突堤）西側付根 B 東予市大明神川河口右岸波止付根東側から護岸沿い東へ50メートルの標識 点 ア Aから越智郡魚島村魚島東端見通し1,450メートルの点 イ Aから越智郡魚島村魚島東端見通し1,730メートルの点 ウ Aから越智郡魚島村魚島東端見通し2,160メートルの点 エ Bから越智郡魚島村魚島頂見通し1,865メートルの点 オ Bから越智郡魚島村魚島頂見通し1,430メートルの点 カ Bから越智郡魚島村魚島頂見通し1,150メートルの点	東予市壬 生川地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第32号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市大新田 地先	Bイ、イウ、ウア及びBの4直線によって囲まれた区域。ただし、護岸から20メートル以内の区域を除く。 基点 A 東予市壬生川紡績工場埋立地護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ20メートルの点 点 ア Aから護岸延長線北西へ30メートルの点 イ Bから52度227.5メートルの点 ウ アから52度227.5メートルの点	東予市壬 生川地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第33号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市壬生川 地先	AA、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東予市壬生川高須波止突端 B 東予市壬生川大明神川右岸波止突端 点 ア Aから52度500メートルの点 イ Bから52度300メートルの点	東予市河 原津地区 及び同市 壬生川地 区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第34号	第1種 区画漁 業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市大新田 地先	イウ、ウエ、エオ及びオイの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東予市壬生川紡績工場埋立地護岸北西角 B Aから護岸沿い南東へ20メートルの点 点 ア Aから護岸延長線北西へ30メートルの点 イ Bから52度227.5メートルの点 ウ Bから52度455メートルの点 エ アから52度455メートルの点	東予市河 原津地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					オ アから52度227.5メートルの点		
燧特区 第35号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	東予市河原津 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 東予市楠河東工区干拓地護岸東角から西へ100 メートルの標識 B 東予市楠河西工区干拓地護岸東角から護岸沿い 西へ200メートルの標識 点 ア Aから49度400メートルの点 イ Aから49度500メートルの点 ウ Aから香川県伊吹島中央見通し500メートルの 点 エ ウから越智郡魚島村魚島島頂見通し900メー トルの点 オ Bから越智郡魚島村魚島島頂見通し1,100メー トルの点 カ Bから越智郡魚島村魚島島頂見通し300メー トルの点	東予市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第36号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	東予市河原津 地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東予市河原津北川左岸防波堤北端 B 東予市河原津旧山本川防波堤北端 点 ア Aから東予市楠河西干拓地護岸に平行（護岸か ら35メートルの間隔）に北東300メートルの点 イ Bから東予市大崎鼻見通し300メートルの点	東予市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第37号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	東予市河原津 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 東予市河原津漁港西防波堤西側付根 B 東予市大崎鼻 点 ア Aから越智郡魚島村魚島島頂見通し300メー トルの点 イ Aから越智郡魚島村魚島島頂見通し900メー トルの点 ウ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの 点 エ Bから東予市楠河西干拓西角見通し200メー トルの点	東予市河 原津地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第38号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市桜井地 先	Aから今治市比岐島西端見通し線とBから同市平市島南端 見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートルの線と 同海岸線から200メートルの線とによって囲まれた区域。た だし、Cから今治市比岐島西端見通し線とCから同市平市島 南端見通し線との間の区域を除く。 基点 A 今治市桜井暗古樋の石柱 B 今治市桜井沖浦メバル磯 C 今治市桜井漁港南防波堤付根	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第39号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌5月31日 まで	今治市桜井地 先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 。基点 A 今治市桜井河口港右岸突堤北角 点 ア Aから159度30分332メートルの点 イ Aからニシ磯北端見通し78メートルの点 ウ Aからニシ磯北端見通し75メートルの点	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第40号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市東村地 先	Aから越智郡宮窪町梶島南端見通し線とBから今治市比岐 島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メー トル以内の区域 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線 における境界とBとの中間の標識 B 今治市桜井暗古樋の石柱	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり
燧特区 第41号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	今治市平市島 地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域	今治市桜 井地区	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					基点 A 今治市平市島西北端 B 今治市平市島北端 C 今治市小平市島東北端 点 ア Aから越智郡吉海町大字仁江志津見漁港東防波堤付根見通し100メートルの点 イ Aから越智郡吉海町大字仁江志津見漁港東防波堤付根見通し300メートルの点 ウ Bから今治市松島島頂見通し300メートルの点 エ Cから今治市比岐島東南端見通し300メートルの点 オ Cから今治市比岐島東南端見通し100メートルの点 カ Bから今治市松島島頂見通し100メートルの点		
燧特区第42号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市比岐島地先	Aア、アイ及びイウの3直線とAウ間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市比岐島1395番地の電柱 点 ア Aから195度95メートルの点 イ Aから167度30分138メートルの点 ウ Aから131度148メートルの点	今治市今治地区	別記2及び3のとおり
燧特区第43号	第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市比岐島地先	Eウ、ウイ、イア、アB、BC、CE及びEDの7直線とEからAを経てDに至る間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市比岐島東北端の標識1号 B 今治市比岐島粒島島頂 C 今治市比岐島松島(ハチ島)島頂 D 今治市比岐島南西鼻 E 今治市比岐島南東鼻 F 今治市比岐島東端 点 ア Aから今治市小比岐島島頂見通し200メートルの点 イ Fから90度200メートルの点 ウ Eから今治市小平市島東端見通し200メートルの点 エ Dから今治市小平市島北端見通し200メートルの点	今治市今治地区	別記1、2及び3のとおり
燧特区第44号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市竜登川地先	Aア、アエ、エウ、ウイ及びイBの5直線とA B間における最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界と同市桜井暗古樋との中間の標識 B Cから147度873メートルの点(富田海岸パラベット上の標識) C 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから越智郡宮窪町梶島南端見通し300メートルの点 イ Bから51度332メートルの点 ウ イから141度4メートルの点 エ ウから51度延長線とAアより110度30分の延長線との交点	今治市今治地区	別記2のとおり
燧特区第45号	第1種区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市竜登川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 今治市今治港東防波堤(北緯34度4分25秒、東経133度0分22秒)から141度15分2100メートルの標識 B 今治市鳥生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから81度300メートルの点 イ Aから81度241メートルの点 ウ Bから20度236メートルの点	今治市今治地区	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ ウから60度見通し線とアから151度見通し線との交点		
燧特区第46号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市今治地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEとDE間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 今治市今治港東防波堤付根 B 今治市新港湾蔵敷護岸付根 C 今治市新港湾蔵敷防波堤北端 D 今治市天保山2丁目1の1協和飼料棧橋南端から護岸沿い南へ50メートルの標識 E Dから48度90メートルの点</p> <p>点 ア Aから越智郡宮窪町梶島南端見通し200メートルの点 イ ウから348度5分305メートルの点 ウ BからC見通し35メートルの点</p>	今治市今治地区	別記1及び2のとおり
燧特区第47号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	今治市浅川地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市浅川北防波堤から最大高潮時海岸線沿い北200メートルの点 B 今治市新大田町1丁目3番地の60内の石柱(旧高松下)</p> <p>点 ア Aから越智郡宮窪町梶島北端見通し20メートルの点 イ Aから越智郡宮窪町梶島北端見通し300メートルの点 ウ Bから越智郡吉海町長瀬鼻見通し300メートルの点 エ Bから越智郡吉海町長瀬鼻見通し20メートルの点</p>	今治市今治地区	別記2及び3のとおり
燧特区第48号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡魚島村江ノ島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、江ノ島漁港防波堤突端から90度の線から南側90メートルの間の区域を除く。</p> <p>基点 A 越智郡魚島村江ノ島ガンド鼻 B 越智郡魚島村江ノ島天満鼻 C 越智郡魚島村江ノ島南鼻</p> <p>点 ア Aから90度600メートルの点 イ Aから90度800メートルの点 ウ Bから95度700メートルの点 エ Cから110度700メートルの点 オ Cから110度500メートルの点 カ Bから95度500メートルの点</p>	越智郡魚島村	別記1及び2のとおり
燧特区第49号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡魚島村魚島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡魚島村魚島小崎鼻 B 越智郡魚島村魚島桜田洲鼻</p> <p>点 ア Aから82度500メートルの点 イ Aから88度1,000メートルの点 ウ Bから120度1,100メートルの点 エ Bから140度550メートルの点</p>	越智郡魚島村	別記1及び2のとおり
燧特区第50号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡魚島村魚島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡魚島村魚島俵崎 B 越智郡魚島村魚島小崎鼻</p> <p>点 ア Aから0度700メートルの点 イ Aから5度1,200メートルの点 ウ Bから27度1,350メートルの点 エ Bから40度850メートルの点</p>	越智郡魚島村	別記1及び2のとおり
燧特区第51号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡魚島村魚島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡魚島村魚島篠塚漁港防波堤付根より先端に向かって防波堤沿い50メートルの標識</p>	越智郡魚島村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					<p>B 越智郡魚島村魚島篠塚漁港防波堤付根より先端に向かって防波堤125メートルの標識（灯籠跡）</p> <p>点 ア Aから300度150メートルの点 イ Aから300度220メートルの点 ウ Bから319度200メートルの点 エ Bから315度130メートルの点</p>		
燧特区第52号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡魚島村魚島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡魚島村魚島ジャコ干鼻 B 越智郡魚島村魚島人討ノ鼻</p> <p>点 ア Aから越智郡宮窪町美濃島南端見通し100メートルの点 イ Aから越智郡宮窪町美濃島南端見通し500メートルの点 ウ Bから越智郡宮窪町梶島北端見通し500メートルの点 エ Bから越智郡宮窪町梶島北端見通し100メートルの点</p>	越智郡魚島村	別記1及び2のとおり
燧特区第53号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡魚島村高井神島地先	<p>アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、Cから91度の線とDから100度の線との区域を除く。</p> <p>基点 A 越智郡魚島村高井神島宮ノ越鼻 B 越智郡魚島村高井神島三角落（くずれ） C 越智郡魚島村高井神島東防波堤突端 D 越智郡魚島村高井神島西防波堤付根から南20メートルの標識</p> <p>点 ア Aから70度600メートルの点 イ Aから70度1,100メートルの点 ウ Bから64度1,100メートルの点 エ Bから64度600メートルの点</p>	越智郡魚島村	別記1、2及び3のとおり
燧特区第54号	第1種画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡弓削町豊島地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡弓削町豊島小島ノ鼻</p> <p>点 ア Aから281度1,150メートルの点 イ Aから310度1,500メートルの点 ウ Aから347度1,500メートルの点 エ Aから35度1,500メートルの点 オ Aから68度1,700メートルの点 カ Aから101度1,800メートルの点 キ Aから35度420メートルの点</p>	越智郡弓削町	別記1及び2のとおり
燧特区第55号	第1種画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡弓削町百貫島地先	<p>越智郡弓削町百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線と同海岸線から1,000メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、アイ、ウエの2直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線アウ及び同海岸線から1,000メートルの線イエによって囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 越智郡弓削町百貫島西端</p> <p>点 ア Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 イ Aから305度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点 ウ Aから271度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から500メートルの線との交点 エ Aから287度の直線と百貫島の周辺最大低潮時海岸線から1,000メートルの線との交点</p>	越智郡弓削町	別記1、2及び3のとおり
燧特区第56号	第1種画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡弓削町大谷地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オコ、コケ、ケク、クキ、キカ及びカアの10直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 越智郡弓削町弓削島馬立東鼻 B 越智郡弓削町弓削島大岳ノ鼻</p>	越智郡弓削町	別記1、2及び3のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					C 越智郡弓削町弓削島大谷鼻 D 越智郡弓削町弓削島小岳鼻 E 越智郡弓削町弓削島狩尾防波堤先端 点 ア Aから広島県田島南端見通し400メートルの点 イ Bから岡山県六島南端見通し600メートルの点 ウ Cから香川県円上島島頂見通し600メートルの点 エ Dから越智郡弓削町豊島小島ノ鼻見通し600メートルの点 オ Eから越智郡弓削町豊島白ノ鼻見通し850メートルの点 カ Aから広島県田島南端見通し900メートルの点 キ Bから岡山県六島南端見通し1,200メートルの点 ク Cから香川県円上島島頂見通し1,200メートルの点 ケ Dから越智郡弓削町豊島小島ノ鼻見通し1,200メートルの点 コ Eから越智郡弓削町豊島白ノ鼻見通し1,400メートルの点		
燧特区 第57号	第1種 区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡弓削町久司浦地先	Aア、アイ、イB、及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡弓削町弓削島鯨漁港西防波堤付根 B 越智郡弓削町弓削島沢津突堤付根 点 ア Aから広島県因島地蔵鼻（御ヶ崎）見通し350メートルの点 イ Bから広島県因島地蔵鼻（御ヶ崎）見通し350メートルの点	越智郡弓削町	別記1及び2のとおり
燧特区 第58号	第1種 区画漁業	のり養殖業	8月20日から翌4月30日まで	越智郡弓削町引野地先	Dイ、イア、アA、AB及びBCの5直線とCD間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡弓削町弓削島大櫛田護岸北角 B 越智郡弓削町弓削島今出突堤付根 C 越智郡弓削町弓削島引野突堤付根 D 越智郡弓削町弓削島伊勢ヶ鼻 点 ア Aから広島県因島宇崎見通し200メートルの点 イ Dから広島県因島鯉ノ鼻見通し50メートルの点	越智郡弓削町	別記1及び2のとおり
燧特区 第59号	第1種 区画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡生名村砂浜地先	Aア、アイ、及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡生名村砂浜東護岸付根 B 越智郡生名村稲浦東鼻 点 ア Aから越智郡岩城村赤穂根島法師崎見通し130メートルの点 イ Bから越智郡弓削町蛸崎鼻見通し80メートルの点	越智郡生名村	別記1及び2のとおり
燧特区 第60号	第1種 区画漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡生名村砂浜地先	AB、Bイ、イア及びアAの4直線によって囲まれた区域。ただし、AとBの最大高潮時海岸線から10メートルの区域を除く。 基点 A 汐早の鼻 B 横浜南端鼻 点 ア Aから越智郡岩城村6017番地埋立地北端見通し50メートルの点 イ Bから越智郡岩城村6017番地埋立地北端見通し50メートルの点	越智郡生名村	別記2のとおり
燧特区 第61号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡生名村持田地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡生名村汐早の鼻 B 越智郡生名村恵生前護岸北角から護岸沿い南へ20メートルの標識	越智郡生名村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					C 越智郡生名村後新開護岸北角 点 ア Bから越智郡岩城村長江の鼻東端見通し80メートルの点 イ Bから越智郡岩城村長江の鼻東端見通し線とAから越智郡生名村大串鼻西端を結んだ直線との交点 ウ Cから越智郡岩城村長江総合グラウンド東角見通し線とAから越智郡生名村大串鼻西端を結んだ直線との交点 エ Cから越智郡岩城村長江総合グラウンド東角見通し260メートルの点		
燧特区第62号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡岩城村長江井ノ浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡岩城村長江八人ヶ塔鼻 B 越智郡岩城村長江川河口右岸から海岸線沿い北へ75メートルの標識 点 ア Aから越智郡生名村小島見通し90メートルの点 イ Aから越智郡生名村小島見通し200メートルの点 ウ Bから越智郡生名村大島見通し150メートルの点 エ Bから越智郡生名村大島見通し60メートルの点	越智郡岩城村	別記2のとおり
燧特区第63号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡岩城村浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡岩城村菰隠崎東端50メートル沖の灯標 B 越智郡岩城村菰隠崎東端 C 越智郡岩城村浜先鳩岡の標識 D 越智郡岩城村2456番地前護岸西角 E 越智郡岩城村浜防波堤西側付根 F 越智郡岩城村西防波堤先標識 点 ア BからE見通し線とCから180度見通し線との交点 イ AからF見通し線とCから180度見通し線との交点 ウ AからF見通し線とDから180度見通し線との交点 エ BからE見通し線とDから180度見通し線との交点	越智郡岩城村	別記1及び2のとおり
燧特区第64号	第1種漁業	ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡岩城村浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡岩城村菰隠崎東端50メートル沖の灯標 B 越智郡岩城村菰隠崎東端 C 越智郡岩城村2456番地前護岸西角 D 越智郡岩城村2455-2番地(村営鳩岡住宅)前護岸東角 E 越智郡岩城村浜防波堤終端 F 越智郡岩城村西防波堤先端標識 点 ア BからE見通し線とCから180度見通し線との交点 イ AからF見通し線とCから180度見通し線との交点 ウ AからF見通し線とDから180度見通し線との交点 エ BからE見通し線とDから180度見通し線との交点	越智郡岩城村	別記2のとおり
燧特区第65号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡岩城村浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡岩城村菰隠崎東端50メートル沖の灯標 B 越智郡岩城村菰隠崎の東端 C 越智郡岩城村2455-2番地(村営鳩岡住宅)前護岸東角	越智郡岩城村	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					D 越智郡岩城村2262-1番地前護岸標識 E 越智郡岩城村浜防波堤西端付け根 F 越智郡岩城村西防波堤先端標識 点 ア BからE見通し線とCから180度見通し線との 交点 イ AからF見通し線とCから180度見通し線との 交点 ウ AからF見通し線とDから180度見通し線との 交点 エ BからE見通し線とDから180度見通し線との 交点		
燧特区 第66号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡岩城村 雁浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡岩城村先田名後の標識 B 越智郡岩城村215-1番地の水路口 点 ア Aから越智郡岩城村赤穂根島法師崎見通し20 0メートルの点 イ Bから越智郡岩城村赤穂根島三谷鼻見通し20 0メートルの点 ウ Bから越智郡岩城村赤穂根島三谷鼻見通し10 0メートルの点 エ Aから越智郡岩城村赤穂根島法師崎見通し10 0メートルの点	越智郡岩 城村	別記2の とおり
燧特区 第67号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡伯方町 大字木浦瀬戸 浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字木浦大角豆島南端 点 ア Aから60度850メートルの点 イ Aから伯方町大字木浦首頭崎突端見通し800メ ートルの点 ウ Aから伯方町大字木浦首頭崎突端見通し350メ ートルの点 エ Aから41度440メートルの点	越智郡伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第68号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡伯方町 大字木浦瀬戸 浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字木浦東長崎東端 点 ア Aから60度620メートルの点 イ Aから74度470メートルの点 ウ Aから17度325メートルの点 エ Aから21度530メートルの点	越智郡伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第69号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡伯方町 北浦石風呂鼻 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字北浦沖ノ小島島頂 点 ア 伯方町大字北浦港東側防波堤突端から伯方町大 字北浦港西側防波堤突端見通し280メートルの点 イ Aから223度480メートルの点 ウ Aから210度470メートルの点 エ 伯方町大字北浦港東側防波堤突端から伯方町大 字北浦港西側防波堤突端見通し170メートルの点	越智郡伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第70号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡伯方町 大字北浦トウ ビヨウ鼻地先	Aア、アイ及びイウの3直線とウA間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字北浦トウビヨウ鼻 点 ア Aから69度150メートルの点 イ Aから114度210メートルの点 ウ Aから159度150メートルの点	越智郡伯 方町	別記2の とおり
燧特区 第71号	第1種 画漁 業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡伯方町 北浦石風呂鼻 地先	アイ、イウ及びウCの3直線及びCア間の最大低潮時海岸 線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字北浦沖ノ小島島頂 B 越智郡伯方町大字北浦北浦港西側防波堤突端 C 越智郡伯方町大字北浦北浦港東側防波堤突端 点 ア Aから140度180メートルの点 イ Aから215度50メートルの点	越智郡伯 方町	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ CからB見通し170メートルの点		
燧特区第72号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡伯方町北浦石風呂鼻地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字北浦栈橋東側取付部 点 ア Aから48度400メートルの点 イ Aから45度550メートルの点 ウ Aから55度570メートルの点 エ Aから62度430メートルの点	越智郡伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第73号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡伯方町大字北浦丸小山地先	アイ、イウ及びウエの3直線とエア間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字北浦丸小山北端 点 ア Aから82度200メートルの点 イ Aから53度220メートルの点 ウ Aから350度100メートルの点 エ Aから171度60メートルの点	越智郡伯方町	別記2のとおり
燧特区第74号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡伯方町大字伊方大長崎地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字伊方大長崎 点 ア Aから127度420メートルの点 イ Aから148度400メートルの点 ウ Aから167度100メートルの点 エ Aから93度140メートルの点	越智郡伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第75号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡伯方町大字伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字伊方石風呂鼻防波堤突端 点 ア Aから268度350メートルの点 イ Aから229度400メートルの点 ウ Aから240度590メートルの点 エ Aから265度560メートルの点	越智郡伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第76号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡伯方町大字伊方枝越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字伊方石風呂鼻防波堤西側付根 点 ア Aから伯方町大字伊方観音鼻南端見通し50メートルの点 イ Aから178度210メートルの点 ウ Aから226度400メートルの点 エ Aから伯方町大字伊方観音鼻南端見通し350メートルの点	越智郡伯方町	別記2のとおり
燧特区第77号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡伯方町大字有津梅地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字有津甲2358番地(伯方高校)西端角 点 ア Aから38度170メートルの点 イ Aから309度10メートルの点 ウ Aから309度210メートルの点 エ Aから347度270メートルの点	越智郡伯方町	別記2のとおり
燧特区第78号	第1種漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡伯方町大字木浦大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡伯方町大字木浦松ヶ鼻 点 ア Aから伯方町大字木浦二ッ磯南端見通し300メートルの点 イ Aから40度380メートルの点 ウ Aから60度850メートルの点 エ Aから伯方町大字木浦二ッ磯南端見通し800メートルの点	越智郡伯方町	別記1及び2のとおり
燧特区第79号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡宮窪町四阪島明神島東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町四阪島明神島明神鼻から南へ海岸沿い190メートルの標識 B 越智郡宮窪町四阪島明神島十字鼻 点 ア Aから110度100メートルの点 イ Aから110度300メートルの点	越智郡宮窪町	別記1、2及び3のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					ウ Bから110度300メートルの点 エ Bから110度100メートルの点		
燧特区 第80号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	越智郡宮窪町 四阪島美濃島 東部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町四阪島美濃島東側防波堤突端 B 越智郡宮窪町四阪島美濃島東南部突端の標識 点 ア Aから126度250メートルの点 イ Aから126度450メートルの点 ウ Bから126度280メートルの点 エ Bから126度80メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1、 2及び3 のとおり
燧特区 第81号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	越智郡宮窪町 四阪島鼠島西 部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町四阪島鼠島西端の標識 B 越智郡宮窪町四阪島鼠島南端の標識 点 ア Aから260度200メートルの点 イ Aから260度500メートルの点 ウ Bから260度650メートルの点 エ Bから260度350メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第82号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	越智郡宮窪町 四阪島梶島東 部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町四阪島梶島東北端の標識 B 越智郡宮窪町四阪島梶島砂の鼻 点 ア Aから100度100メートルの点 イ Aから100度300メートルの点 ウ Bから110度420メートルの点 エ Bから118度230メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第83号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	越智郡宮窪町 四阪島梶島西 部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町四阪島梶島西端から海岸沿い南東 100メートルの標識 B 越智郡宮窪町四阪島梶島南端から海岸沿い北西 200メートルの標識 点 ア Aから250度150メートルの点 イ Aから250度450メートルの点 ウ Bから250度450メートルの点 エ Bから250度150メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第84号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	越智郡宮窪町 早川地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町早川港西防波堤石積部突端 B 越智郡宮窪町早川港西防波堤コンクリート部20 メートルの点 点 ア Aから286度10メートルの点 イ Aから286度50メートルの点 ウ Bから285度50メートルの点 エ Bから285度10メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第85号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	越智郡宮窪町 余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町早川港東側防波堤東側突端 点 ア Aから90度620メートルの点 イ Aから98度630メートルの点 ウ Bから96度880メートルの点 エ Bから90度870メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第86号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	越智郡宮窪町 余所国地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町余所国1372番地地先防波堤西側突 端 点 ア Aから288度220メートルの点 イ Aから354度90メートルの点 ウ Aから354度40メートルの点 エ Aから277度200メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第87号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日 まで	越智郡宮窪町 見近島北部地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町見近島西端の標識	越智郡宮 窪町	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					B 越智郡宮窪町見近島北端の標識 点 ア Aから350度60メートルの点 イ Bから350度160メートルの点 ウ Bから350度120メートルの点 エ Bから350度20メートルの点		
燧特区 第88号	第1種 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡宮窪町 鶴島北部地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町鶴島甲の鼻 B 越智郡宮窪町鶴島唐崎から海岸沿い西へ300メ ートルの標識 点 ア Aから90度280メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第89号	第1種 画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡宮窪町 鶴島北東部地 先	Bア、アイ及びイAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町鶴島唐崎 B Aから海岸沿い西へ200メートルの標識 点 ア Bから330度100メートルの点 イ Aから330度100メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第90号	第1種 画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡宮窪町 鶴島東南部地 先	Bイ、イア及びアAの3直線とA B間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町鶴島妙道鼻 B 越智郡宮窪町鶴島大もうじの標識 点 ア Aから131度50メートルの点 イ Bから131度100メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第91号	第1種 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡宮窪町 戸代地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町戸代鼻から海岸沿い西南へ750メ ートルの標識 B 越智郡宮窪町戸代鼻から海岸沿い西南へ460メ ートルの標識 点 ア Aから340度50メートルの点 イ Aから340度150メートルの点 ウ Bから340度150メートルの点 エ Bから340度50メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり
燧特区 第92号	第1種 画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌4月30日ま で	越智郡宮窪町 友浦横島北部 地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町友浦横島丸もうじ鼻 B 越智郡宮窪町友浦横島大もうじ鼻 点 ア Aから越智郡宮窪町友浦黒鼻見通し60メートル の点 イ Aから越智郡宮窪町友浦黒鼻見通し200メートル の点 ウ Bから越智郡宮窪町友浦カマガ島西端見通し20 0メートルの点 エ Bから越智郡宮窪町友浦カマガ島西端見通し60 メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第93号	第1種 画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌2月20日ま で	越智郡宮窪町 友浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町友浦姫祖の鼻 B 越智郡宮窪町友浦荒神川河口右岸 点 ア Aから139度700メートルの点 イ Aから139度900メートルの点 ウ Bから164度1,200メートルの点 エ Bから164度1,000メートルの点	越智郡宮 窪町	別記1及 び2のと おり
燧特区 第94号	第1種 画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡宮窪町 友浦九十九島 北部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡宮窪町友浦港西側防波堤基部から突端へ 70メートルの標識 B 越智郡宮窪町友浦小野鼻突端 点 ア Aから越智郡宮窪町友浦九十九島西北端見通し 300メートルの点	越智郡宮 窪町	別記2の とおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					イ Aから越智郡宮窪町友浦九十九島西北端見通し450メートルの点 ウ Bから越智郡宮窪町友浦九十九島東端見通し650メートルの点 エ Bから越智郡宮窪町友浦九十九島東端見通し500メートルの点		
燧特区第95号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町大字仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町大字仁江と同郡宮窪町大字友浦との最大高潮時海岸線における境界 B 越智郡吉海町大字仁江平草（通称トビガス） 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し200メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 エ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第96号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町大字仁江平草地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアの8直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町大字仁江1996番地先の標識（通称トビガス） B 越智郡吉海町大字仁江平草ダケノ鼻 C 越智郡吉海町大字仁江志津見上ノ鼻 D 越智郡吉海町大字志津見漁港西防波堤東側付根 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し350メートルの点 ウ Bから今治市比岐島東端見通し300メートルの点 エ Dから今治市比岐島東端見通し500メートルの点 オ Dから今治市比岐島東端見通し180メートルの点 カ Cから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 キ Cから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 ク Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第97号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡吉海町大字仁江志津見地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町大字仁江志津見上ノ鼻 B 越智郡吉海町大字志津見漁港東防波堤第2曲点の標識 点 ア Aから今治市小比岐島東端見通し70メートルの点 イ Aから今治市小比岐島東端見通し150メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し140メートルの点 エ Bから今治市比岐島西端見通し60メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記2のとおり
燧特区第98号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町大字沖浦地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町志津見漁港南防波堤西側付根 B 越智郡吉海町大字名おそが崎 C 越智郡吉海町大字名垂水中磯から西へ50メートルの標識 点 ア Aから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 イ Aから今治市比岐島東端見通し450メートルの点 ウ Cから今治市比岐島東端見通し250メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					点 エ Cから今治市比岐島東端見通し50メートルの点 オ Bから今治市比岐島東端見通し50メートルの点		
燧特区第99号	第1種漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町大字名江越地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町大字名江越ハゲの鼻 B 越智郡吉海町大字名江越風無東の鼻 C 越智郡吉海町大字名江越中央標識 D 越智郡吉海町大字名江越海底電線施設所から海岸沿い西へ50メートルの標識 点 ア Aから今治市比岐島西端見通し20メートルの点 イ Aから今治市比岐島西端見通し40メートルの点 ウ Bから今治市比岐島西端見通し100メートルの点 エ Dから越智郡宮窪町四阪島梶島北端見通し150メートルの点 オ Dから越智郡宮窪町四阪島梶島北端見通し50メートルの点 カ Cから今治市比岐島西端見通し70メートルの点 キ Bから今治市比岐島西端見通し50メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり
燧特区第100号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市馬島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市馬島渦ノ鼻 B 今治市馬島荒神鼻	越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島	別記1及び2のとおり
燧特区第101号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	今治市馬島地先	A Bの直線とA B間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Aコ、コオ、オカ、カキ、キク、クケの6直線とAケ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と渦浦漁業協同組合ほか17組が締結した漁業補償の区域）を除く。 基点 A 今治市馬島ハナレ鼻 B 今治市馬島小浦崎 C 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点 点 ア Cから244度40分403メートルの点 イ アから155度20メートルの点 ウ イから245度59メートルの点 エ ウから335度87メートルの点 オ エから65度59メートルの点 カ オから155度44メートルの点 キ カから65度34メートルの点 ク キから335度20メートルの点 ケ クから65度51メートルの点 コ AとBを結んだ直線とエとオを結んだ直線との交点	越智郡吉海町渦浦地区及び今治市馬島	別記1及び2のとおり
燧特区第102号	第1種画漁業	わかめ養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町大字本庄地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町本庄262-1埋立地南端付根 B 越智郡吉海町鼻崎鼻 点 ア Aから270度180メートルの点 イ Bから越智郡吉海町津島キクズシの鼻見通し150メートルの点	越智郡吉海町及び今治市馬島	別記1、2及び3のとおり
燧特区第103号	第1種画漁業	のり養殖業	9月1日から翌4月30日まで	越智郡吉海町鴨礁地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と越智郡吉海町鴨礁の周辺最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡吉海町シイガ鼻 点 ア Aから350度960メートルの点 イ Aから350度630メートルの点 ウ Aから21度650メートルの点	越智郡吉海町津倉地区	別記1及び2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
					エ Aから11度970メートルの点		
燧特区第104号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字瀬戸字浜側地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町大字瀬戸字浜側防波堤東側突端 B 越智郡上浦町大字瀬戸新開護岸北端 点 ア Aから90度10メートルの点 イ Bから90度20メートルの点 ウ Bから90度50メートルの点 エ Aから90度40メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第105号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字瀬戸宮ノ下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町大字瀬戸、山田川河口中央より北に、100メートルの標識 B 越智郡上浦町大字瀬戸字浜側防波堤付根から護岸沿い北に50メートルの標識 点 ア Aから90度50メートルの点 イ Bから90度50メートルの点 ウ Bから90度150メートルの点 エ Aから90度150メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第106号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字甘崎城山地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町大字甘崎防波堤東側突端 点 ア Aから143度140メートルの点 イ Aから350度52メートルの点 ウ Aから51度360メートルの点 エ Aから83度385メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第107号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字井口多々羅戸板地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町井口、戸板川河口中央 B 越智郡上浦町井口7073-8前護岸北角の標識 点 ア Aから48度170メートルの点 イ Bから48度150メートルの点 ウ Bから48度280メートルの点 エ Aから48度300メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第108号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字井口三番浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町三番浜南防波堤付根から25メートルの標識 B 越智郡上浦町大字井口6691-3前護岸北角の標識 点 ア Aから60度20メートルの点 イ Bから95度55メートルの点 ウ Bから95度230メートルの点 エ Aから60度170メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第109号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町コスモ石油栈橋南側付根 B 越智郡上浦町井口本川河口北側岸壁突端 点 ア Bから75度70メートルの点 イ Aから75度80メートルの点 ウ Aから75度180メートルの点 エ Bから75度170メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第110号	第1種漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字井口地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町コスモ石油栈橋北側付根から護岸沿い北へ20メートルの標識 B 越智郡上浦町コスモ石油栈橋北側付根から護岸沿い北へ110メートルの標識 点 ア Aから55度60メートルの点 イ Bから55度70メートルの点 ウ Bから55度140メートルの点 エ Aから55度130メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第111号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡上浦町大字盛地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上浦町盛漁港南防波堤付根から県道沿いに南に200メートルの標識 点 B 越智郡上浦町盛ツマザキ護岸南側付根 ア Bから34度250メートルの点 イ Aから34度140メートルの点 ウ Aから34度290メートルの点 エ Bから34度400メートルの点	越智郡上浦町	別記2のとおり
燧特区第112号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字肥海棚林島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字肥海棚林島南端 点 ア Aから281度30分150メートルの点 イ Aから221度400メートルの点 ウ Aから193度370メートルの点 エ Aから136度40メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第113号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総大横島地先	A B及びC Dを結んだ直線とA B、C D間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総大横島5790番地地先西南端の鼻 B 越智郡大三島町大字口総大横島5799番地地先西北端の鼻 C 越智郡大三島町大字口総大横島5800番地地先西南端の鼻 D 越智郡大三島町大字口総大横島5848番地地先北端の鼻	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第114号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字台地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字台小島西端 B 越智郡大三島町大字口総カロウト鼻 点 ア Aから越智郡大三島町大字口総大横島島頂見通し600メートルの点 イ Bから越智郡大三島町大字宮浦御申山山頂見通し650メートルの点 ウ Aから越智郡大三島町大字野々江オガタ鼻見通し400メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第115号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字台地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字台小島西端 点 ア Aから190度90メートルの点 イ Aから201度450メートルの点 ウ Aから190度820メートルの点 エ Aから181度30分810メートルの点 オ Aから152度110メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第116号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総カロウト鼻 点 ア Aから0度150メートルの点 イ Aから0度390メートルの点 ウ Aから77度495メートルの点 エ Aから104度40分495メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第117号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総地先	Aア、アイ、イウ及びウの4直線とA B間の最大高潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字野々江オガタ鼻 B 越智郡大三島町大字口総499番地地先護岸の標識 C 越智郡大三島町大字口総カロウト鼻 点 ア Aから越智郡大三島町大字肥海石塔鼻見通し200メートルの点 イ Cから63度20分65メートルの点 ウ Cから144度190メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり

免許番号	漁業種別	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区第118号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総地先	Aア、アイ、イウ及びBウの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総カロウト鼻 B 越智郡大三島町大字口総499番地地先護岸の標識 点 ア Aから越智郡大三島町大字宮浦御申鼻見通し50メートルの点 イ Aから63度20分65メートルの点 ウ Aから144度190メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第119号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総949番地地先護岸標識 B 越智郡大三島町大字口総518番地地先護岸階段上り口左の標識 点 ア Aから越智郡大三島町大字肥海石塔鼻見通し30メートルの点 イ Aから越智郡大三島町大字肥海石塔鼻見通し110メートルの点 ウ Bから越智郡大三島町大字肥海石塔鼻見通し130メートルの点 エ Bから越智郡大三島町大字肥海石塔鼻見通し40メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第120号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総大谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総1000番地地先大谷護岸階段付け根 点 ア Aから313度115メートルの点 イ Aから333度220メートルの点 ウ Aから23度40分240メートルの点 エ Aから47度40分153メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第121号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総大谷地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総フィッシングセンター防波堤南側突端 B 越智郡大三島町大字口総カクミ鼻 点 ア Aから越智郡大三島町大字浦戸福島北端見通し50メートルの点 イ Bから越智郡大三島町大字口総大横島西端見通し100メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第122号	第1種画漁業	かき養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字口総地先	Aア、アイ、イウ及びウAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字口総下新田塩田北隅護岸角の付け根 点 ア Aから202度40分280メートルの点 イ Aから253度10分180メートルの点 ウ Aから274度20分90メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第123号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字浦戸地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字浦戸1508番地地先棧橋入口西側付け根 点 ア Aから314度62メートルの点 イ Aから289度130メートルの点 ウ Aから325度50分215メートルの点 エ Aから346度180メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり
燧特区第124号	第1種画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡大三島町大字宗方アジロ地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字宗方327番地地先護岸南角 B 越智郡大三島町大字宗方338番地地先護岸北角 点 ア Aから331度92メートルの点 イ Aから311度50分140メートルの点 ウ Bから268度120メートルの点 エ Bから255度60メートルの点	越智郡大三島町	別記2のとおり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第125号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡大三島 町大字宗方柏 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字宗方7531番地地先護岸北角 点 ア Aから280度138メートルの点 イ Aから240度110メートルの点 ウ Aから246度290メートルの点 エ Aから260度50分300メートルの点	越智郡大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第126号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡大三島 町大字宗方柏 島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字宗方7617番地地先護岸西角 点 ア Aから89度50メートルの点 イ Aから89度160メートルの点 ウ Aから138度240メートルの点 エ Aから164度188メートルの点	越智郡大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第127号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡大三島 町大字宗方地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡大三島町大字宗方塩田5番浜護岸北角 点 ア Aから216度70分434メートルの点 イ Aから225度30分624メートルの点 ウ Aから234度30分600メートルの点 エ Aから229度400メートルの点	越智郡大 三島町	別記2の とおり
燧特区 第128号	第1種 区画漁業	わかめ 養殖業	9月1日から 翌4月30日 まで	越智郡関前村 天下島地先	Aから越智郡波方町椏取鼻見通し線とBから越智郡波方町 馬刀潟見通し線との間の最大高潮時海岸線から150メートル 以内の区域 基点 A 越智郡関前村小天下島西端の標識 B 越智郡関前村小天下島乙1351-6(小天下島石 灰所跡)前護岸西角	越智郡関 前村	別記1及 び2のと おり
燧特区 第129号	第1種 区画漁業	魚類小 割式養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡関前村 岡村島小惣津 地先	Aア及びアイの2直線とAイ間の最大低潮時海岸線とによ って囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村大字岡村小惣津甲2509番地前護岸 北の角 点 ア Aから7度144メートルの点 イ Aから355度40分の線と陸岸との交点	越智郡関 前村	別記2の とおり
燧特区 第130号	第1種 区画漁業	かき養 殖業	1月1日から 12月31日まで	越智郡関前村 岡村島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村大字岡村正月鼻 B 越智郡関前村大字岡村戸町北の鼻 点 ア Aから広島県大崎上島西南端見通し80メー トルの点 イ Bから広島県大崎上島明石灯台見通し250メー トルの点	越智郡関 前村	別記2の とおり
燧特区 第131号	第1種 区画漁業	のり養 殖業	9月1日から 翌3月31日 まで	越智郡関前村 岡村島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とAD間の最大 高潮時海岸から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村大字岡村字石の本甲1550番地の標 柱 B 越智郡関前村大字岡村白潟甲1502番地の護岸角 から護岸沿い東南へ200メートルの標識 C 越智郡関前村大字ダンバラ乙107番地前護岸西 端の標識 D 越智郡関前村大字ノリゴエ乙1312番地前護岸の 標識 点 ア Aから広島県小島エビスガモト鼻見通し100メ ートルの点 イ Bから広島県豊田郡豊町埋立地肥料倉庫見通し 150メートルの点 ウ Cから広島県豊田郡豊町御手洗灯台見通し150 メートルの点 エ Dから広島県豊田郡豊町御手洗灯台見通し150 メートルの点	越智郡関 前村	別記1及 び2のと おり

免許番号	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又は条件
燧特区 第132号	第1種 区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌3月31日まで	越智郡関前村岡村島地先	Aア及びアBの2直線とA B間の最大高潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村大字岡村観音崎 B 越智郡関前村岡村港宮浦西B防波堤南側突端 点 ア Aから越智郡関前村大下島灯台見通し150メートルの点	越智郡関前村	別記1及び2のとおり
燧特区 第133号	第1種 区画漁業	魚類小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	越智郡関前村岡村島村前地先	A Bの直線と宮浦新旧防波堤とによって囲まれた区域 基点 A 越智郡関前村岡村島宮浦西A防波堤北側突端 B 越智郡関前村岡村島宮浦西B防波堤南側突端	越智郡関前村	別記2のとおり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障をおよぼしてはならない。